

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人バルツァ事業会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事・・・報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員・・・報酬
- (3) 評議員・・・・・・報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 常勤の理事の報酬月額、別表1の俸給表のとおりとし、各理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。
- (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給）
- (2) 賞与 毎年7月及び12月
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
 - 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族）に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等がその職務にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払を要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

- (2) 令和7年6月11日改正、適用年月日は令和7年4月1日とする。

(決議の省略、書面同意における報酬の取り扱い)

(源泉所得税の取り扱い)

別表 1（常勤の理事の報酬）

号 俸	報 酬 月 額
1 号俸	100,000 円
2 号俸	200,000 円
3 号俸	300,000 円
4 号俸	400,000 円
5 号俸	500,000 円
6 号俸	600,000 円
7 号俸	700,000 円
8 号俸	800,000 円
9 号俸	900,000 円
10 号俸	1,000,000 円
11 号俸	1,100,000 円
12 号俸	1,200,000 円
13 号俸	1,300,000 円
14 号俸	1,400,000 円
15 号俸	1,500,000 円
16 号俸	1,600,000 円
17 号俸	1,700,000 円
18 号俸	1,800,000 円
19 号俸	1,900,000 円
20 号俸	2,000,000 円

別表 2（常勤の理事の賞与）

7 月の賞与	報酬月額 × 1.5 か月分
12 月の賞与	報酬月額 × 1.5 か月分

別表 3（常勤の理事の退職慰労金算定式）

最終報酬月額 × 在任年数 × 役位係数

※上記在任年数は 1 か月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

※役位係数 理事長 1.2 その他の理事 1.0

役位に変更がある場合には、役員在任中の最高位をもって最終役位とする。

別表 4（非常勤の役員の報酬）

（１） 理事

	日 額
理事会等会議への出席	30,000 円
理事会決議の省略による場合	20,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	30,000 円

（２） 監事

	日 額
監事監査の実施（書面による場合を含む）	70,000 円
理事会等会議への出席	30,000 円
理事会決議の省略による場合	20,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	30,000 円

別表 5（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	30,000 円
評議員会の書面同意による場合	20,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	30,000 円

別表 4、5 の日額については、源泉所得税徴収後の差引支給額とし、報酬額については上記の日額に源泉所得税額を加算した金額とする。